

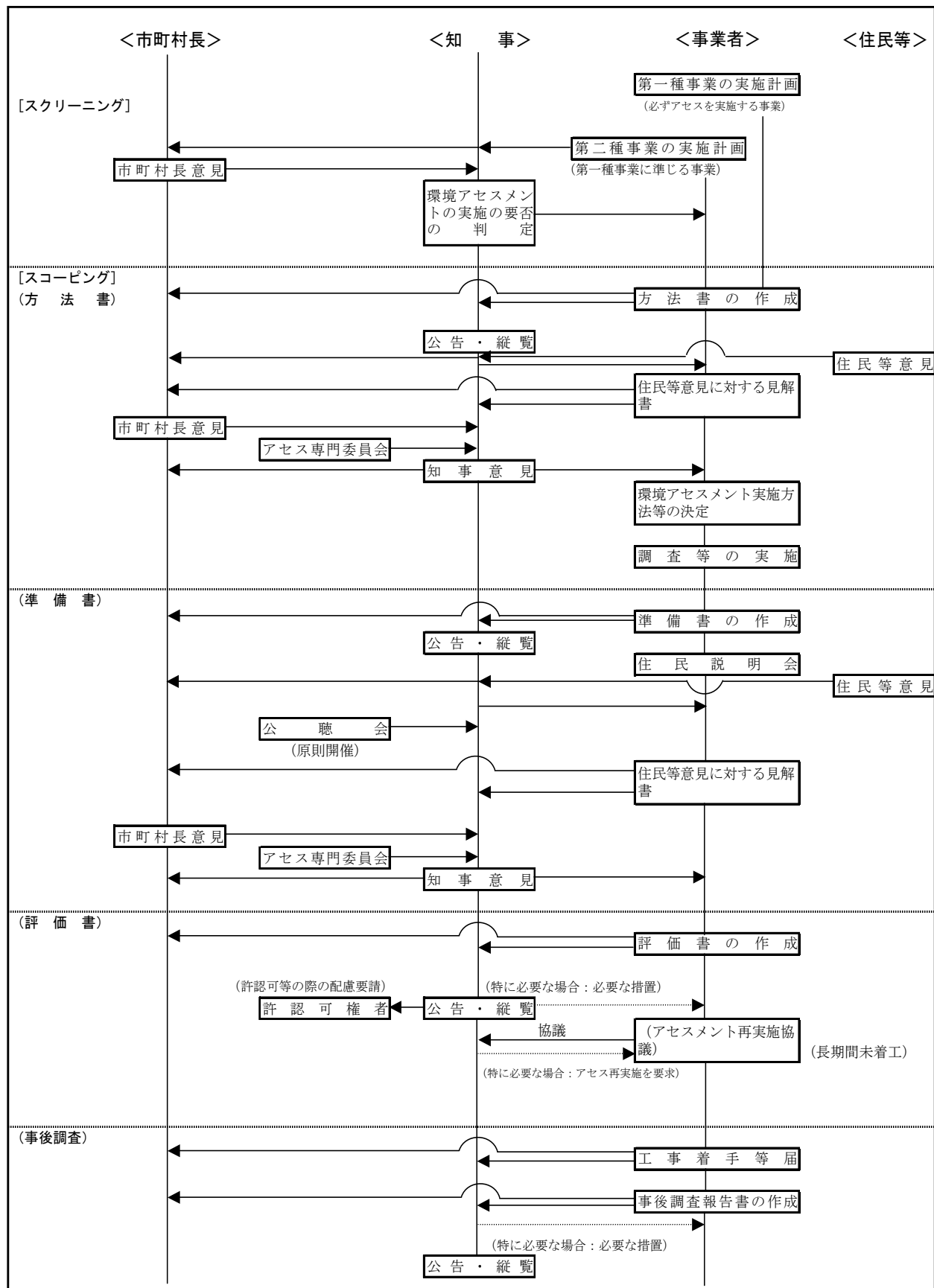
資料11 京都府環境影響評価条例の対象事業の概要

| 事業の種類・内容 | 第一種事業 (必ず環境アセスメントを行う事業) | 第二種事業 (環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業) |
|--|---|--|
| 1 道路の新設及び改築の事業 | | |
| (1)一般国道等 | 4車線・長さ7.5km以上 | 4車線・長さ5km～7.5km |
| (2)林道 | 幅員6.5m以上・長さ15km以上 | 幅員6.5m以上・長さ10km～15km |
| (3)特定地域*を通過する林道 | 幅員5m以上・長さ10km以上 | — |
| (4)その他の道路 | 4車線・長さ7.5km以上 | 4車線・長さ5km～7.5km |
| 2 ダム新築等事業 | | |
| (1)ダム | 貯水面積75ha以上 | 貯水面積50ha～75ha |
| (2)堰 | 湛水面積75ha以上 | 湛水面積50ha～75ha |
| (3)放水路 | 土地改変面積75ha以上 | 土地改変面積50ha～75ha |
| 3 鉄道及び軌道の建設及び改良の事業 | | |
| (1)普通鉄道 | 長さ7.5km以上 | 長さ5km～7.5km |
| (2)新設軌道 | 長さ7.5km以上 | 長さ5km～7.5km |
| 4 飛行場及びその施設の設置又は変更の事業 | | |
| | 滑走路長さ1,875m以上 | 滑走路長さ1,400m～1,875m |
| 5 発電所の設置又は変更の工事の事業 | | |
| (1)水力発電所 | 出力22,500kW以上 | 出力16,500kW～22,500kW |
| (2)火力発電所 | 出力112,500kW以上 | 出力84,000kW～112,500kW |
| 6 廃棄物処理施設の設置並びにその構造及び規模の変更の事業 | | |
| (1)最終処分場 | 埋立処分場所面積5ha以上 | — |
| (2)廃棄物焼却施設 | 処理能力4t/時間以上 | — |
| (3)し尿処理施設 | 処理能力100kℓ/日以上 | — |
| 7 水面の埋立て及び干拓の事業 | | |
| | 面積40ha以上 | 面積30ha～40ha |
| 8 土地区画整理事業 | | |
| | 面積75ha以上 | 面積50ha～75ha |
| 9 新住宅市街地開発事業 | | |
| | 面積75ha以上 | 面積50ha～75ha |
| 10 工業団地の造成事業 | | |
| | 面積75ha以上 | 面積50ha～75ha |
| 11 新都市基盤整備事業 | | |
| | 面積75ha以上 | 面積50ha～75ha |
| 12 流通業務団地造成事業 | | |
| | 面積75ha以上 | 面積50ha～75ha |
| 13 住宅団地の造成事業 | | |
| | 面積75ha以上 | 面積50ha～75ha |
| 14 工場又は事業場の設置又は変更の事業 | | |
| | 最大燃料使用量15kℓ/時間以上 平均排出水量1万m ³ /日以上 | 最大燃料使用量10kℓ/時間～15kℓ/時間 平均排出水量7,500m ³ /日～1万m ³ /日 |
| 15 農用地の造成の事業 | | |
| | 面積75ha以上 | 面積50ha～75ha |
| 16 レクリエーション施設用地の造成事業 | | |
| | 面積75ha以上 | 面積50ha～75ha |
| 17 8～13、15及び16の事業のいずれか2以上の事業が併せて1の事業として行われるもの | | |
| | 面積75ha以上 | 面積50ha～75ha |

備考 *「特定地域」とは、自然公園法、森林法、府環境を守り育てる条例等で指定等が行われた地域をいいます。

注意 京都市内で実施される事業については、原則として、京都市環境影響評価等に関する条例が適用されます。

資料12 京都府環境影響評価条例手続の流れ



資料13 環境影響評価手続実施事業一覧（22年3月末現在）

| 手続の種類 | 事業の種類 | 事業名 | 場所 | 方法書縦覧開始日 | 準備書縦覧開始日 | 評価書縦覧開始日 |
|---------------------|-------------------------|---------------------------|--------|----------|----------|----------|
| 法アセス | 道路 | ・京奈和自動車道（大和北道路） | 木津川市ほか | 16年11月9日 | 18年9月26日 | 20年4月25日 |
| 府条例アセス | 一般廃棄物焼却施設 | ・長谷山清掃工場 | 城陽市 | 13年3月2日 | 15年4月18日 | 16年1月9日 |
| | 産業廃棄物焼却施設 | ・（仮称）綾部総合工場 | 綾部市 | 20年2月1日 | | |
| 閣議アセス | 道路 | ・京都市道高速道路1号線 | 京都市 | — | 6年5月16日 | 6年11月1日 |
| 府要綱アセス | レクリエーション施設等 | ・ジャパングレンリーフカントリークラブ | 亀岡市 | — | 2年4月10日 | 2年11月6日 |
| | | ・（仮称）丹波高原ゴルフ場 | 京丹波町 | — | 2年6月12日 | 3年3月8日 |
| | | ・（仮称）サンディエゴカントリークラブ日吉コース | 南丹市 | — | 3年7月19日 | 4年3月31日 |
| | | ・（仮称）宝山ゴルフ倶楽部 | 亀岡市 | — | 3年10月15日 | 4年4月24日 |
| | | ・ロイヤルクラシックゴルフ&リゾートクラブ | 京都市 | — | 3年11月12日 | 4年5月19日 |
| | | ・（仮称）京都奥山田CC | 宇治田原町 | — | 7年8月22日 | 9年7月8日 |
| | 道路 | ・近畿自動車道敦賀線 [閣議アセス] | 舞鶴市 | — | 2年8月14日 | 3年7月19日 |
| 電気工作物 | ・舞鶴発電所 [省議アセス] | 舞鶴市 | — | 6年5月2日 | 7年1月17日 | |
| 府要綱アセス (都市計画アセス) | 道路 | ・京都縦貫自動車道綾部宮津線 [閣議アセス] | 綾部市ほか | — | 2年8月17日 | 2年11月27日 |
| | | ・第二名神自動車道宇治田原城陽線 [閣議アセス] | 城陽市ほか | — | 3年3月14日 | 3年9月24日 |
| | | ・京都高速道路 [閣議アセス] | 京都市 | — | 4年10月16日 | 5年3月16日 |
| | | ・京都縦貫自動車道丹波綾部線 [閣議アセス] | 京丹波町ほか | — | 5年10月15日 | 6年2月14日 |
| | | ・第二名神自動車道城陽八幡線 [閣議アセス] | 京田辺市ほか | — | 6年5月10日 | 7年7月7日 |
| | | ・鳥取豊岡宮津自動車道宮津網野線 | 京丹後市ほか | — | 11年1月5日 | 11年4月16日 |
| | 土地区画整理事業 | ・精華台土地区画整理事業 [閣議アセス] | 精華町 | — | 3年6月14日 | 3年8月2日 |
| | ・木津中央特定土地区画整理事業 [閣議アセス] | 木津川市 | — | 7年5月12日 | 7年8月25日 | |

- 注1 京都府環境影響評価要綱の施行（元年9月）以降に実施されたものを掲げています。
 2 「法アセス」は、環境影響評価法に基づき行われたものです。
 3 「閣議アセス」は、昭和59年の閣議決定に基づき行われたものです。
 4 「都市計画アセス」は、都市計画決定の手続中に行われたものです。
 5 舞鶴発電所の「省議アセス」は、昭和52年の通商産業省省議決定に基づき行われたものです。
 6 環境影響評価法及び府条例以外は方法書手続がありません。
 7 京都市の制度による手続実施事業は含まれていません。